

スポーツコミュニティー利用規約

第 1 章 総則

第1条（規約の適用）

株式会社東急レクリエーション（以下、「会社」といいます）は、会社が管理・運営をおこなうスポーツコミュニティー美浜およびスポーツコミュニティー市川浦安（以下、総称して「本クラブ」といいます）をご利用される全ての方を対象として以下のとおり利用規約（以下、「本規約」といいます）を定めます。

第2条（用語の定義）

1. 本規約において「本利用者」とは、会員か非会員かを問わず、本クラブを利用する団体ならびに個人および、その関係者のことをいいます。
2. 本規約において「本施設」とは、本クラブの駐車場含む敷地内にある全ての施設ののことをいいます。
3. 本規約において「本サービス」とは、面貸し、本クラブが主催するプログラムおよびイベント、各種スクール、本クラブが提供する施設およびシステムのことをいいます。

第3条（所在地）

本クラブは、「スポーツコミュニティー美浜:千葉県千葉市美浜区新港 146」と「スポーツコミュニティー市川浦安:千葉県市川市広尾 1-15-13」に所在します。

第4条（目的）

本クラブは、会社所定の手続きにより、本クラブの提供する本サービスを受けた本利用者が、「楽しみ」、「健康を維持し」、「技術を向上させ」、併せて「利用者の交流と親睦を図る」ことを目的とします。

第5条（利用資格）

本利用者は、本クラブの目的に賛同し、本規約、その他会社が定める事項を確認のうえ、これらを遵守することを承諾した方で、かつ次の各号に該当する方とします。

- (1) 健康に異常がなく本クラブの本施設利用に支障のない方。
- (2) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある方で、本施設内においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意した方。
- (3) 暴力団およびそれに類する組織またはその構成員と認められない方。
- (4) その他会社が適当と認めた方。

第6条（本規約の変更）

1. 会社は本クラブを通して本利用者に事前の通知なく、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。本規約を変更した際には、本利用者に変更内容を通知します。
2. 前項に規定する変更の適用日以降、利用条件、料金その他規約の内容については、変更後の規約が適用されるものとします。
3. 会社は第1項に規定する変更について、利用条件および料金については次の各号に掲げる事項を勘案するものとします。
 - (1) 物価の上昇・経済情勢の変動により現行の利用料金が不相当と会社が判断した場合にあっては、かかる事情
 - (2) 本サービスの内容、機能等が拡充された場合にあっては、かかる内容および機能等
 - (3) 本サービスにおいて運営上または技術上、やむを得ない合理的な環境変化があった場合については、かかる環境変化

第7条（通知の方法）

1. 本クラブは次の各号に掲げるいずれかに該当する事由が発生した場合、本クラブのホームページにおけるNEWS欄に掲示して通知するか、本利用者が通知先として届け出た通知先（電子メールアドレスまたは住所）に通知するなど、本クラブが適当と判断する方法により、随時必要な事項を通知できるものとする。
 - (1) 本規約の追記・変更・削除する場合
 - (2) 本サービスの全部または一部について拡充・変更する場合
 - (3) 本サービスの全部または一部について利用中止・中断・休止する場合
 - (4) 本クラブの営業全部または一部を休止・終了する場合
 - (5) その他、会社が必要であると判断する事由が発生した場合
2. 各種通知の効力は、次の各号に掲げるいずれかに該当した際に発生するものとする。
 - (1) 本クラブのホームページにおけるお知らせ欄に掲示された時点
 - (2) 利用者が通知先として届け出た通知先（電子メールアドレス）に電子メールを送信した時点
 - (3) 利用者が通知先として届け出た通知先（住所）に書面を郵送した際の消印に記載の日時点
3. 前項に関わらず、本クラブが日付や期間を指定して通知している場合についてはこの限りではない。

第8条（利用者の規約厳守義務）

本利用者は本クラブの利用にあたり、本規約および細則、その他会社が定める事項を厳守するものとし、これらの一にでも違反した場合、会社および本クラブは本施設の利用をお断りすることがあります。

第9条（利用資格の停止および除名）

会社および本クラブは、本利用者が下記各号の一に該当すると認めるときは資格の一時停止または除名することができます。

- (1) 本規約、その他会社が定める事項に違反したとき
- (2) 会員の本利用者が会員特典を非会員の知人などの第三者に使用させる等、不正をおこなったとき
- (3) 本クラブの名誉または信用を傷つける行為、公序良俗に反する行為があったとき
- (4) 本施設内で会社の承認を得ることなく営利行為をおこなったとき
- (5) 他の利用者との協調が欠き、その他施設の管理運営の秩序を乱す行為があったとき
- (6) その他会社が本利用者として相応しくないと認めるとき

第10条（利用資格の喪失）

本利用者は、下記各号の一に該当する場合その資格を失います。この時、キャンセル料や月会費の未納金がある場合は、これを直ちに完納していただきます。

- (1) 登録期間が満了したとき
- (2) 退会
- (3) 除名
- (4) 登録時の本利用者情報に虚偽の記載があったと判明したとき、または第5条（利用資格）に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき

第11条（利用者の関与）

本利用者は、本クラブおよび本サービスの運営・管理について関与する権利を有しないものとします。

第12条（損害賠償責任等）

1. 本利用者が、本施設内で本利用者の責に帰すべき人的・物的事故および盗難・紛失により受けた損害に対して会社は一切の責任を負いません。
2. 本利用者は、本施設内で、他の利用者または第三者ならびに会社に損害を与えた場合は速やかに賠償していただきます。

第 2 章 施設利用

第13条（施設の利用）

1. 本利用者は、本施設を利用する場合、あらかじめ本クラブ所定の手続きにより申込をするものとします。また、本利用者の都合により1度申し込んだ施設利用をキャンセルする場合は第14条（キャンセルポリシー）に則り、手続きをするものとします。
2. 本利用者は、本施設を利用する場合、あらかじめフロントでチェックインをし、会社の許可を得なければなりません。会社の許可無く本施設を利用した場合、または会社が許可していない時間帯で本施設を利用した場合、会社の指示に従い、退出または利用時間相当額の料金をお支払いいただきます。
3. 本施設内では、本規約、その他会社の口頭または掲示による指示に従っていただきます。
4. 会社は、年末年始等年に数日休業日や短縮営業日を設定するものとします。
5. 会社は、本施設の点検、補修および改善等施設の管理運営上やむを得ない場合は、第7条（通知の方法）の方法を用いて通知のうえ、本施設の利用を中止または制限する場合があります。
6. 積雪、台風等の荒天により危険と判断した際には、会社は本施設の利用を中止にすることがあります。
7. 会社は、大会、イベント、スクール等を企画して開催することがあります。この場合、会社が本施設の利用を一部制限したとしても本利用者は会社に対し何らの異議を申し立てないものとします。

第14条（キャンセルポリシー）

1. 本利用者は、自身の都合により1度申し込んだ施設利用をキャンセルする場合、所定の期日までに電話でキャンセルする旨を連絡し会社の許可を得るものとします。
2. 本利用者は、所定の期日を超えてキャンセルを申し込む場合や無断キャンセルをした場合、会社がキャンセルを確認した日から1週間以内に本クラブフロントにて会社が設定する違約金を支払うものとします。なお、違約金の未払いが続く場合、会社は少額訴訟の手続きをさせていただきます。

第15条（スポーツ保険等）

1. 会社は、本利用者の本クラブ利用中または本施設の行き帰りにおける事故やケガなどについては、一切の責任を負いませんので、予め本利用者自身でスポーツ保険等に加入されることをお勧めいたします。
2. 本利用者が、本クラブ利用中において何らかの事故・ケガをした際、自身の保険適用のために本クラブを利用された「証明書等」の書類が必要な場合はすみやかに本クラブ従業員へ申し出てください。ただし、本施設で確認できる場合のみとさせていただきます。

第16条（施設の廃止・利用制限）

1. 会社は、天災地変、疫病、その他不可抗力の事態が発生したとき、法令等が制定・改廃されたとき、行政指導を受けたとき、土地所有者との賃貸借契約が終了したとき、行政からの要請および命令を受けたとき、その他やむを得ない事由があるときは本施設の全部または一部を閉鎖し、本施設の利用を制限することができます。
2. 会社は、前項の定めに基づき本施設を閉鎖した場合、本利用者に対する補償は一切おこないません。
3. 前二項の場合において、本利用者は何らの異議の申し立てることができないものとします。

第17条（遺失物）

本施設内において遺失物があった場合は、拾得日から起算して3カ月間保管することとします。以後は本施設にて処分するものとします。

第18条（宣伝広告）

会社は、本クラブおよび本サービスの宣伝・広告活動の為に、本利用者の許可のもとに撮影した画像や映像等を使用することがございます。

第 3 章 その他

第19条（個人情報の利用目的）

会社は、本利用者から取得した個人情報を次の目的で使用するものとし、それ以外での使用をする場合、予め本利用者の許可を得るものとします。

- (1) 本サービスを提供するために必要な契約、管理のため
- (2) 本サービスを提供するために必要な連絡のため
- (3) 本サービスに関する情報および本クラブの運営に関する情報の案内のため
- (4) 本サービスに掛かる利用料金の請求収納及び債権保全のため
- (5) 経営分析のため
- (6) 市場調査その他の調査研究のため
- (7) 本施設の保守管理およびその利用状況の管理のため

第20条（個人情報の取り扱い）

1. 会社は、本サービスの提供に関して取得した本利用者の個人情報を、法令および会社のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。（<https://www.tokyu-rec.co.jp/company/privacypolicy.html>）
2. 本利用者は、前項に基づいて会社が取り扱う個人情報につき、所定の方法で会社に申し出ることにより、その情報の閲覧・修正・削除等必要な措置を請求することができるものとします。

第21条（細則等）

本規約に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則やホームページ等で会社が定めるものとします。

第22条（規約の発効）

本規約は2021年4月1日より発効します。

【細則】

細 則 1 __チーム・団体利用

第1条 (チーム会員登録手続)

1. チーム会員登録を希望する本利用者は、会社所定の方法で登録手続をおこない、会社の承認を得られたのち、所定の年間登録料を納入したチームはチーム会員といい、その他のチームは非会員とします。
2. 代表者または副代表者が未成年者の場合は、本人と保護者または管理監督者との連署にて所定の手続をおこなうものとします。なお、保護者は自ら利用者となった場合と同様、本規約その他会社の定める事項に基づく責任を、本人と連帯して負うものとします。
3. チーム会員の資格は、これらの事項がすべて完了したときに発生します。
4. チーム会員および非会員は代表者、副代表者およびチーム構成員で構成されているものとします。
5. チーム会員および非会員を構成する人数は代表者、副代表者、チーム構成員合わせて20名以内とします。
6. チーム会員は代表者または副代表者の変更を希望する場合は、所定の手続をおこない、会社の承認を得るものとします。
7. チーム会員および非会員が本クラブまたは会社に対して有する債務は、記名人およびチーム構成員全員で連帯してその履行の責に任ずるものとします。
8. チーム会員および非会員を構成する人数が21名以上の場合、21名目以降のチーム構成員(以下、「定員外構成員」といいます。)については、あらかじめ会社の承認を得るものとし、会社所定の定員外料金(定員外構成員1名につき1h/500円[税抜])を支払うものとします。
9. チーム会員および非会員は、定員外構成員に対しても、本規約その他、会社所定の諸規定の内容を、その責任と負担において遵守させるものとし、定員外構成員の行動に関して全責任を負うものとします。

第2条 (登録料および登録及び更新期間)

1. チーム会員登録料は会社が別に定める金額とし、納入された登録料はどのような事由があっても返還いたしません。
2. チーム会員の登録期間は前条第3項により会員資格を取得した日から1年間とします。
3. チーム会員は、登録期間満了日(更新猶予期限2カ月以内)までに所定の手続をおこない、所定の登録料を支払うことにより登録期間を1年間延長することができます。
4. チーム会員は前項による更新手続を怠った場合、自動的に退会となり、利用実績や利用ポイントなども無くなります。

第3条 (利用料)

1. チーム会員および非会員は、本施設を利用する場合は会社が別に定めるコート利用料を所定の方法にて支払うものとします。
2. チーム会員および非会員は、会社が発行する割引券やポイント利用、またはキャンペーン等により割引価格で利用する場合、会計時お支払い前に申し出ることとします。会計後の申し出についてはお断りさせていただくことがございます。
3. チーム会員および非会員は、クレジットカード決済、交通系電子マネー決済、QRコード決済など、現金以外の方法で決済する場合、会計時に申し出ることとします。会計後の返金、決済方法の変更は致しかねますのでご了承くださいませようお願いいたします。

第4条 (予約及び予約キャンセル)

1. ご利用の際は本クラブフロントへお電話またはインターネットにてご予約下さい。
2. キャンセル期限につきましては、ホームページにてご確認ください。
3. 期限を過ぎてからのキャンセル、またはご連絡をいただけない場合はキャンセル料として全額をお支払いいただきます。
4. 台風などの荒天時、疫病発生の際などは会社の判断で本クラブの営業を中止する場合がございますので予めご了承下さい。

細 則 2 個人利用

第1条（個人会員登録手続）

1. 個人会員登録を希望する本利用者は、会社所定の方法で登録手続をおこない、会社の承認を得られたのち、所定の年間登録料を納入した方は個人ポイント会員といい、その他方は個人メンバー会員とします。（以降、個人ポイント会員および個人メンバー会員を総称して「個人会員」という）
2. 個人会員が未成年者の場合は、本人と保護者または管理監督者との連署にて所定の手続をおこなうものとします。なお、保護者は自ら利用者となった場合と同様、本規約その他会社の定める事項に基づく責任を、本人と連帯して負うものとします。
3. 個人会員の資格は、これらの事項がすべて完了したときに発生します。

第2条（登録料および登録及び更新期間）

1. 個人会員登録料は会社が別に定める金額とし、納入された登録料はどのような事由があっても返還いたしません。
2. 個人会員の登録期間は前条第3項により会員資格を取得した日から1年間とします。
3. 個人ポイント会員は、登録期間満了日（更新猶予期限2カ月以内）までに所定の手続をおこない、所定の登録料を支払うことにより登録期間を1年間延長することができます。
4. 個人会員は前項による更新手続を怠った場合、自動的に退会となり、利用実績や利用ポイントなども無くなります。

第3条（利用料）

1. 個人会員は、施設を利用する場合は会社が別に定めるコート利用料を所定の方法にて支払うものとします。
2. 個人会員は、会社が発行する割引券やポイント利用、またはキャンペーン等により割引価格で利用する場合、会計時お支払い前に申し出ることとします。会計後の申し出についてはお断りさせていただくことがございます。
3. 個人会員は、クレジットカード決済、交通系電子マネー決済、QRコード決済など、現金以外の方法で決済する場合、会計時に申し出ることとします。会計後の返金、決済方法の変更は致しかねますのでご了承くださいませようお願いいたします。

第4条（予約及び予約キャンセル）

1. ご利用の際は本クラブフロントへお電話またはインターネットにてご予約下さい。
2. キャンセル期限につきましては、ホームページにてご確認ください。
3. 期限を過ぎてからのキャンセル、またはご連絡をいただけない場合はキャンセル料として全額をお支払いいただきます。
4. 台風などの荒天時、疫病発生の際などは会社の判断で本クラブの営業を中止する場合がございますので予めご了承下さい。

細則 3 __スクール利用

第1条（目的）

会社は、会員制の各種スクールを開講し、各々の技術と知識を高め、併せて心身の健全な発達と発育を促し、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2条（入会手続）

入会を希望する方は、所定の申込用紙に必要事項を記載し、所定の資料を提出して入会手続をおこない、所定の入会金および1～2ヶ月分の会費を納入していただきます。会社の承認を得られ、これらの事項がすべて完了したときにスクール会員の資格は発生します。また、未成年者が入会するときは、本人と保護者は連署にて所定の手続をおこなうものとします。なお、保護者は自らスクール会員となった場合と同様、本規約その他会社の定める事項に基づく責任を、本人と連帯して負うものとします。

第3条（入会金）

入会金は会社が別に定める金額とし、納入された入会金はどのような事由があっても返還いたしません。

第4条（会費）

スクール会員は、会社が別に定める会費を所定の方法にて納入するものとし、納入された会費は、どのような事由があっても返還いたしません。

第5条（変更事項）

1. スクール会員は、住所、連絡先等入会申込書記載事項等に変更があった場合は速やかに会社へ届け出るものとします。
2. スクール会員は、カテゴリーまたはコースの変更を希望する場合は、所定の変更手続をおこなうことが必要です。

第6条（料金の改定）

会社は、入会金、会費およびその他の料金を経済情勢の著しい変化、または会社経営上の都合により、随時これらを改定する場合があります。

第7条（休会）

スクール会員が会員の都合によりスクールを長期でお休みする場合は、休会希望月の前月 10 日までに所定の休会手続をおこなうものとし、休会を延長する場合も都度同様とします。

第8条（退会）

スクール会員が会員の都合によりスクールの退会を希望する場合は、退会希望月の 10 日までに所定の退会手続をおこなうものとし、月会費等の未納金がある場合には直ちにこれを完納していただきます。

第9条（除名）

会社は、スクール会員が下記各号の一に該当すると認めるときは除名することができます。

- (1) 本規約その他会社が定める事項に違反したとき。
- (2) 講座を第三者に使用させる等、不正をおこなったとき。
- (3) スクールの名誉または信用を傷つける行為、公序良俗に反する行為があったとき。
- (4) 本施設内で会社の承認を得ることなく営利行為をおこなったとき。
- (5) 他のスクール会員や利用者との協調を欠きその他設備の管理運営の秩序を乱す行為があったとき。
- (6) 会費その他の諸支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- (7) その他会社がスクール会員として相応しくないと認めるとき。

第 10 条（スクール会員資格の喪失）

スクール会員は、下記各号の一に該当する場合その資格を失います。この時、本スクールに属する日を含む月までの会費等その他の未納金がある場合は、これを直ちに完納していただきます。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第 9 条により除名されたとき。
- (4) 入会申込書等に虚偽の記載があったと判明したとき。
- (5) 暴力団等反社会的勢力に属していると認められたとき。
- (6) 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- (7) 本スクールの業務遂行に支障をきたす行為等があったとき。

第 11 条（本スクールの受講）

- (1) 本施設内では、会社の口頭または掲示による指示に従っていただきます。本スクールの実施日は会社が別に定めるものとします。
- (2) 会社は、本施設の点検、補修および改善等施設の管理運営上やむを得ない場合は、本スクールの実施を中止または制限する場合があります。
- (3) 台風などの荒天時、疫病発生により危険と判断した際には、会社は本スクールを中止にする場合がありますのでご了承ください。また、その判断は本スクールへ一任頂きます。
- (4) 前 2 項の事由により当該スクールが中止になった場合、原則的に振替および順延はいたしません。

細則 4 ソーシャルメディア[SNS]

第1条 (目的)

会社は、本利用者およびソーシャルメディアをご利用の皆さま(以後、「ユーザー」という)と、より良い関係を築いていくことを目的に、各種ソーシャルメディアを利用したプロモーションやコミュニケーション活動、告知、広報活動等を行います。

第2条 (確認事項)

1. 会社は、ソーシャルメディアに情報を発信することによる影響を十分に認識し、留意したうえでソーシャルメディアを利用します。
2. 会社が本クラブ公式アカウントで発信する情報は、必ずしも公式発表や見解を表すものではありませんので、あらかじめご了承ください。
3. 会社は本クラブ公式アカウントで発信した情報の正確性に十分留意しますが、その正確性を保証するものではなく、内容を後日訂正する場合もあることを予めご了承ください。

第3条 (免責事項)

1. 会社が本クラブ公式アカウントで発信した内容およびそこからリンクされているウェブサイトを利用したこと等、ユーザーが本クラブ公式アカウントを利用したことまたは本クラブ公式アカウントを利用できなかったことにより発生したトラブルや損害について、会社は一切責任を負いません。
2. ユーザーの皆さまは、自己の責任において本クラブ公式アカウントに対する「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等をするものとし、ユーザーの皆さまによる本クラブ公式アカウントへの投稿その他公式アカウントに関連して生じたユーザー間またはユーザーと第三者間で生じたトラブルや紛争について、当社は一切責任を負いません。

第4条 (変更・停止・終了)

本クラブ公式アカウントは予告なしにサービスの内容・形式の変更、アカウントの停止・終了を行うことがあります。

第5条 (禁止行為)

本クラブ公式アカウントの利用に際して、ユーザーの皆さまによる以下の行為は禁止いたします。ユーザーが以下の禁止事項を行った場合、会社は投稿・コメントの削除、アカウントのブロックや削除、メッセージの送信等の必要措置を講じる場合がございます。また、本項に違反し会社に損害を与えた場合、当該ユーザーに対し、損害賠償を請求することがあります。

- (1) 本クラブスタッフの許可なく、本クラブスタッフと特定できる画像・動画を投稿または送信する行為
- (2) 他者(会社を含みます。)になりすます行為
- (3) 政治活動、選挙活動および宗教活動
- (4) 有害なコンピュータープログラム等を投稿または送信する行為
- (5) 本クラブ公式アカウントを通じて入手した情報の複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
- (6) 本クラブ公式アカウントの運営を妨げ、もしくは第三者(会社を含みます。)に不利益を与えるような行為またはそれらの疑いがある行為
- (7) スпам行為
- (8) 他のユーザーによる利用またはアクセスを妨げる行為
- (9) 会社のネットワークに対して、パスワードマイニング、ハッキング、またはその他の手法で不正アクセスを試みる行為
- (10) 法律または信頼関係や契約関係に基づいて発信する権利を有していないコンテンツをアップロードまたはその他の形で送信する行為
- (11) その他会社が上記に準じると判断した行為

第6条 (その他)

1. 知的財産権、免責事項、個人情報については、この利用規約と矛盾しない限度で、会社のサイトポリシーが適用されるものとします。
(<https://www.tokyu-rec.co.jp/company/sitepolicy.html>)
2. 本クラブ公式アカウントへの「リプライ」や「コメント」等を通じた個々のご意見およびご質問への対応は原則行いませんので予めご了承ください。また、本クラブに関するお問い合わせは、本クラブフロントまで直接お電話にて受付しております。

細 則 5 施設利用

第1条（遵守事項）

本利用者は、以下の利用規則に従っていただくものとします。この利用規則や会社および本クラブスタッフからの口頭指示に従っていただけない場合、その都度または将来に渡り施設のご利用をお断りすることがあります。

第2条（施設への持込禁止品）

本施設内に次のものは持込をお断りします。

- (1) 動物、鳥類等のペットおよび家畜類
- (2) 悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 発火、爆発の恐れのあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) ゴミ(家庭ごみ、粗大ごみ等含む)
- (7) その他、本クラブが別途定めるもの

第3条（禁止行為）

本クラブでは、次の行為は禁止とさせていただきます。

- (1) 営利目的でのコート使用
- (2) 賭博、その他風紀をみだす行為
- (3) 物品販売、宣伝広告等の営業目的
- (4) 定められた場所以外での飲食行為(コート内での水分補給は可能)
- (5) 更衣室以外での着替え
- (6) 敷地内での喫煙
- (8) サッカーやラグビー等スパイクの使用
- (9) 故意に防球ネットや支柱などの設備を越える、または衝撃を加えるような行為
- (10) その他、他人に迷惑を及ぼす行為および不快感を与える行為
- (11) 観覧席及び駐車場でのボールの使用

第4条（クラブハウス）

- (1) 貴重品はなるべく持ってこないようにしましょう(フロントではお預かりいたしません)
- (2) 当クラブでは、お客様所持品の、盗難、紛失などに対して一切の責任を負いかねますのでご了承ください
- (3) ロッカーキーは紛失しないようお願いいたします。紛失された場合はシリンダー交換代の実費をいただきます
- (4) 皆様の使うロッカールームなのできれいに使ってください
- (5) シャワーなど混雑の予想される施設についてはお互いに譲り合いながら使用しましょう
- (6) 本施設内で発生したゴミはしっかり分別して捨ててください(使用済みのマスクやおむつなど不衛生なものはお持ち帰りください)

第5条（コート）

- (1) コートの利用はご予約のコートおよびご予約時間内をお願いします。空きコートの利用や予約コート時間以外の利用については、時間の長短に関わらず、1時間分のピッチ利用料を申し受けます

第6条（自動車、バイク、自転車でお越しの方）

- (1) 駐車台数には限りがありますのでレンタルコート利用者は1コート利用当り6台以下、大会参加の場合は1チーム当り3台以下でお願いします(バイクと自転車については別途ご相談ください)
- (2) 駐車場内でのアイドリング、周辺道路への路上駐車はしないようお願いいたします
- (3) 改造車(マフラー、エンジン等をいじっている車)の乗入れはお断りします
- (4) 駐車場の混雑状況によっては、近隣の有料駐車場へのご案内や施設内での駐車場所の移動をお願いすることがございますので、ご協力ください
- (5) 本施設内での事故に関しては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください